

総務常任委員会

平成24年2月21日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎伴 吉晴	○宮崎 和彦	中西 和夫
坂口 徹	飯高 昭二	木澤 正男
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西本 喜一
総 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	谷口 智子
同 課 長 補 佐	安藤 晴康	企画財政課長	面卷 昭男
同 課 長 補 佐	真弓 啓	税 務 課 長	加藤 惠三
同 課 長 補 佐	本庄 徳光	会 計 管 理 者	野崎 一也
会 計 室 長	山崎 善之	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教委総務課長	西川 肇	生涯学習課長	佃田 真規
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	同 係 長	平田 政彦

4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 宮崎委員、中西委員

委員長 おはようございます。それでは、全委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。
町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、宮崎委員、中西委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、1. 継続審査の（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習 継続審査（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告いたします。
課長

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

斑鳩文化財センターでは、今年度最後の展示会となります冬季企画展は、あさつての23日（木）から3月27日（火）までを会期として、「太子ゆかりの法輪寺の謎にせまる－法輪寺出土品展－」と題しまして開催いたします。

当展示会では、法輪寺が所蔵されている瓦や、法輪寺境内における発掘調査での出土品の展示を通じて、法輪寺の創建説などを紹介してまいりたいと考えております。

次に、史跡中宮寺跡の整備につきましては、整備検討委員会を去る1月23日に開催し、整備内容を塔や金堂の基壇の跡を復元的整備地区として

はどうか、また、その他の区域については住民などがくつろげるような緑地整備広場地区や現状の田の形態を残す環境保全地区、いろいろな催しができる多目的広場地区などのエリアで区分けするゾーニング計画等の整備計画案、また、住民の参画については、地元のご代表や学校関係者など地域住人のご意見もお聞きし、その意見をもって再度、検討委員会でご審議いただくことなどの協議をいただきました。

次に、11月の委員会でも報告いたしました。当町と小田原市との間で去る2月11日に締結されました法隆寺ゆかりの都市文化交流協定を記念した交流展「飛鳥時代の斑鳩と小田原」を、2月25日（土）から3月25日（日）を会期として小田原市で開催いたします。当展示会では、当町が保管している法隆寺若草伽藍跡西方の調査の焼けた瓦や壁画片等、当町の飛鳥時代を代表する貴重な考古資料を一堂に展示するとともに、「飛鳥時代の斑鳩の様相－法隆寺食封が結ぶ小田原との絆－」と題した講演会も当町文化財担当職員により開催し、文化交流を図ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについての報告であります。

委員長 説明が終わりましたので、質疑・ご意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 中宮寺史跡跡の整備の件ですけども、地元住民の声も聞いていただいているというので、どんな声があるのかちょっと参考におしえていただけますか。

生涯学習課長 これにつきましては、これから、今後そういうことを確認していくというのでございます。

委員長 結構ですか。他にございませんか。

(な し)

委員長

ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 3月定例会の付議予定議案についてを議題といたします。

3月定例会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

はじめに、(1)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、理事者の説明を求めます。 西本総務部長。

総務部長

それでは、3月定例会の付議予定議案の(1)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、でございます。ご説明をさせていただきます。

この条例の整備につきましては、全庁的に関わるものを一括して改正するための整備を行っております。そのため、建設水道常任委員会また厚生常任委員会においても、それぞれ委員会が所管いたしております条例等の改正についてはご説明を申しあげてまいっております。

この条例の整備に至る背景でございます。国と地方の新たな関係を築き、人口減少や少子高齢化など、さまざまな社会経済情勢の変化に対応するため、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革が進められてきております。

この改革の一環として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び平成23年法律第105号）が、今年度、相次いで公布をされました。以後、説明では、法律名が長いので、平成23年法律第37号のほうを第一次一括法、平成23年法律第105号のほうを第二次一括法として申しあげてまいりたいと思います。

第一次一括法と第二次一括法は、都道府県の権限を市町村に移譲すると

ともに、地方公共団体に対する義務付けの見直しや条例制定権の拡大を行うため、さまざまな分野の関係法律を一括で改正するものでございます。

義務付けの見直しと条例制定権の拡大により、これまで国が決定し、市町村に義務付けられてきた基準や施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自らの判断で決定し、自らの責任において運営することにより、地域のニーズや実情に応じた行政サービスの提供を行おうとするものであります。

本町におきましても、この改革の趣旨を踏まえ、これら法改正に伴い条例等の規定整備が必要となるものにつきまして、整備を行うものであります。

それではまず、資料1-2といたしまして、A4サイズ横の表1枚、こちらの資料でございますが、つけております。こちらのほうタイトルが地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等一覧となっております。この資料をご覧いただきたいと思っております。

この第一次一括法及び第二次一括法による地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴い、本町で規定の整備が必要となる平成24年4月1日を施行日とする条例と規則と要綱等の一覧表でございます。条例は7つ、規則は2つ、要綱等は6つとなっております。

これらの改正が必要でございますが、これらの条例・規則等以外で、第一次一括法及び第二次一括法により例規の整備が必要となるもので、法の施行日が平成24年4月1日であっても1年間の経過措置がある法律等もございます。そういったなかで、今回は、平成24年4月1日施行のものをあげておりますけれども、平成25年4月1日、来年ですね、来年の4月1日の施行日とするものにつきましては、事業内容等の今後、検討を加えて、今後、必要な例規の整備を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、資料1-1のほうをご覧いただきたいと思っております。改正条例案のほうでございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備

に関する条例でございます。この総務常任委員会が所管いたします条例は、第1条の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、第2条の斑鳩町立図書館条例の2つの条例でございます。総務常任委員会にかかりますのは、その2つの条例でございます。

その主な改正内容につきまして、要旨で説明させていただきたいと思っておりますので、末尾、うしろから2枚目の要旨をご覧いただきたいと思っております。

まず、第1条、主な改正の概要の第1条関係、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正につきましては、第二次一括法により、地方公共団体の国等への寄附金等の支出を原則禁止しておりました地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条の規定が廃止をされましたことから、財産の譲与、無償貸付等の対象に「国」を加えるとともに、文言の整理を行っているものでございます。

次に、第2条関係、斑鳩町立図書館条例の一部改正につきましては、第二次一括法により、図書館法の一部改正が行われ、市町村が図書館協議会の委員の任命基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとなったことから、図書館協議会委員の任命基準及び任期についての規定の整備を行うものでございます。

また、委員の任期につきましては、現在、斑鳩町立図書館運営協議会規程第2条に規定をしておりますが、新たに条例に規定をすることとなりますことから、併せて、この運営規程の委員の任期に関する条項を削除する一部改正を行うこととしております。

最後に、施行日でございますが、平成24年4月1日から施行をするものでございます。

以上、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(2) 斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例について、理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 (2) 斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例についてでございます。資料2の1枚目、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例(案)をご覧ください。

はじめに、条例の構成についてご説明いたします。第1条は「設置」について、第2条は「所掌事務」について、第3条は「組織」について、第4条は「任期」について、第5条は「委員長」について、第6条は「会議について」、第7条は「庶務」について、第8条は「その他」について、「付則」では施行期日について規定しております。

次に、主な制定内容につきまして、資料2の3枚目、最終ページの要旨でご説明させていただきます。最終ページの要旨をごらんください。

第4次総合計画に掲げる「住民と行政による協働のまちづくり」を推進し、斑鳩らしい協働のあり方を審議するため、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会を設置するものでございます。

主な制定内容についてでございますが、委員数は、実効性のある審議及び円滑な運営を確保するため10名以内としております。委員の構成は、幅広い協働参画を求めるため(1)「学識経験のあるもの」、(2)「公募によるもの」、(3)「その他町長が必要と認めるもの」としております。また、委員の任期は、2年としております。

2の施行期日についてでございますが、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、(2) 斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 総合計画の中にもきちっと位置づけられているもので、今後の斑鳩のまちづくりに対して重要な影響を及ぼすものであらうと思いますので、きちっと進めていっていただきたいと思うんですけど、学識経験者のある者ということで、構成されていますけれども、これは、どういった方をお願いしようと思っはるんですか。

総務課長 大学の先生等をお願いしたいというふうに考えております。

木澤委員 総合計画つくるのに中心になっていただいた麻生教授とか、そういった方になっていくんですかね。

総務課長 現段階では特定の方まだ決まっておきませんので、今後またその辺検討してまいりたいというふうに考えております。

委員長 他に質疑ございませんか。 嶋田議長。

議長 ちょっとお聞きします。この何々委員会、または何々審議会というのは、今現在いくつあるんですか。

総務課長 申し訳ございません。手元のほうに、数のほう、資料のほう持っておりませんので、あらためまして報告申し上げます。

委員長 また後で報告お願いいたします。他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(3) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長

それでは、（３）特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

その主な改正内容につきまして、資料３の最終ページの要旨をもってご説明させていただきます。資料３、最終ページの要旨をご覧ください。

斑鳩町協働のまちづくり推進委員会及び斑鳩町歴史まちづくり推進協議会を設置することに伴い、当委員会及び当協議会委員に支払う報酬及び費用弁償を定めるため、本条例において所要の改正を行うものでございます。

１．主な改正内容についてでございますが、本条例別表に、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会及び斑鳩町歴史まちづくり推進協議会の委員の報酬額等を加えるものであり、金額、旅費の額につきましてはお示ししているとおりでございます。

施行期日についてでございますが、平成２４年４月１日から施行するものでございます。

なお、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会につきましては、先ほど当協議会設置条例のところでご説明させていただいたところでございますが、斑鳩町歴史まちづくり推進協議会につきましては、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく、斑鳩町歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに計画の円滑な実施に係る連絡調整を行う機関として設置するものであり、今般の建設水道常任委員会へ担当課のほうから報告させていただいているところでございます。

以上で、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

（ な し ）

委員長

次に、（４）教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

黒崎総務課長。

総務課長 それでは、（４）教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その改正内容につきまして、資料４の最終ページの要旨をもってご説明させていただきます。資料４の最終ページの要旨をご覧ください。

はじめに、「１ 改正理由及び改正内容」についてでございますが、特別職の職員で常勤の者の給料及び部課長職以上の給与の減額措置との均衡を考慮し、教育長について、当分の間、給料月額１００分の３に相当する額を減じるものでございます。

要旨の表をご覧ください。教育長の給料の改正前月額は、５７０，０００円、改正後給料月額は、５５２，９００円、比較としましてマイナス１７，１００円、引下率は３％でございます。

なお、特別職の給料及び部課長の給与の現在の減額措置の状況についてご説明させていただきます。町長は給料月額の８％、副町長は給料月額の５％、部長級は、管理職手当で給料月額の２％、１３％から１１％へ減額でございます、課長級では、管理職手当で給料月額の１％、１０％から９％への減額措置を講じており、今回、町長・副町長及び部課長の給料等の減額措置との均衡を考慮し、教育長の給料についても、３％の減額措置を講じるものでございます。

次に、２ 施行期日についてでございますが、平成２４年４月１日から施行するものでございます。

以上で、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 部課長級の職員さんとの均衡を図るということですが、これまでこの教育長の給与と、どれくらい差があったのか、金額的に。

総務部長 平成19年4月に、町長及び副町長、先ほど課長が申しあげましたように、8%、5%減額しておりますが、そのときに教育長の給料を下げる予定でございましたけれども、そのときの上席の一番、一般職の上席の部長との給料格差が減額前で5万円程度ございました。そして、減額をいたしますと3万円程度になりますので、教育長と上席の部長ですね、3万円程度になりますので、3万円程度であればみあわそうということで、平成19年度にはみあわせたものでございますけれども、今、現在上席の部長と教育長の差が7万円ほどございます。で、減額をいたしましても、まだ5万円程度差があきますので、今回、今年の4月から、教育長の給料を3%下げるとということで、町長8%、副町長5%、教育長3%、そして部長級が2%、管理職手当の支給率が2%、すなわち給料から2%の減額と、課長級で1%の減額となってくるわけでございます。以上です。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、(5)斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 加藤税務課長。

税務課長 それでは、(5)斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申しあげます。

改正の内容については、条例改正文、新旧対照表の説明は省略させていただきます。資料5の末尾、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例(要旨)をもってご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

今回の町税条例の一部改正につきましては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が、昨年12月2日に施行されましたことから、本

条例において、所要の改正を行うものでございます。

その主な改正内容についてでございますが、大きく3点でございます。

1点目といたしましては、(1)の①たばこ税の税率の改正でございます。これは、昨年2月の当委員会において説明をさせていただきました、平成23年度税制改正大綱に挙げられていたもので、経済社会構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律が昨年12月2日に施行されたことに伴い、国の法人税率の引き下げ及び課税ベースの拡大が、本年4月1日開始の事業年度から適用されることとなり、この影響によりまして、地方においては、都道府県では法人事業税が増収、市町村では法人町民税が減収となりますことから、この増減収の調整をたばこ税の税源移譲によって行うことによるものでございます。

具体的には、旧3級品以外の製造たばこでは、道府県たばこ税から市町村たばこ税へ1,000本につき644円の税源移譲を行い、市町村たばこ税の税率は、1,000本につき4,618円から5,262円となります。また、旧3級品の製造たばこでは、1,000本につき305円の税源移譲を行い、市町村たばこ税の税率は、1,000本につき2,190円から2,495円となります。

本改正に伴う町税への影響につきましては、平成22年度の決算ベースで試算しますと、たばこ税で約2,100万円の増、法人町民税で約300万円の減、全体で約1,800万円の増収となります。

施行日は、平成25年4月1日からとなります。

次に、要旨の裏面、②退職所得に係る個人町民税の10%税額控除の廃止でございます。こちらについても、平成23年度税制改正大綱に挙げられていたものでございます。

内容としては、昭和42年に退職所得に係る個人町民税の課税が、翌年度課税から現年度課税に変更された結果、従来よりも1年早く徴収されることにより、税額相当に係る運用益が失われることから、当面の間の措置として、税額から10%を控除していましたが、当面の間として導入されてから約40年以上も経過していること、最近の預金金利が、長期間、ほぼゼロ金利であること等の理由から、特例措置が廃止されるものでございます。

本改正に伴う町税への影響につきましては、平成22年度の決算ベースで試算すると、約200万円の増収となります。施行日は、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当からとなります。

次に、(2)の①個人町民税に係る均等割の税率の引き上げでございます。これは、東日本大震災からの復興を図ることを目的に定められた、東日本大震災復興基本法に基づき、全国の地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人町民税の均等割の標準税率が、年額3,000円から3,500円に、500円引き上げられましたことから、本条例においても、同様に改正を行うものでございます。

本改正に伴う町税への影響は、本年度の課税状況調べから試算いたしますと年間で約630万円、10年間で約6,300万円の増収となります。

施行日は、公布の日とし、平成26年度からの適用となります。

次に、(3)その他、法令の改正による条文整理等、所要の改正を行うことについてでございます。これは、地方税法の改正によりまして、本条例に引用している項番号の繰り上げ等、条文の整理をさせていただくものでございます。

以上、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、(6)斑鳩町立青少年野外活動センター設置条例を廃止する条例について、理事者の説明を求めます。

佃田生涯学習課長。

生涯学習課長 (6)斑鳩町立青少年野外活動センター設置条例を廃止する条例(案)につきまして、資料6の2枚目の要旨をもちまして説明いたします。

斑鳩町立青少年野外活動センターについては、青少年に対し、野外活動を普及奨励して心身の健全な発達を図るため、昭和60年に開設し、本町の青少年健全育成の推進に寄与してきたところでございますが、開設してから現在まで、大雨による3度の土砂崩落災害が発生していることから、今後の利用者の安全面を考慮するなか、廃止するものと決定いたしましたことから、本条例を廃止するものでございます。

施行期日は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町立青少年野外活動センター設置条例を廃止する条例（案）の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 またあとのほうでも、これ補助金交付要綱等が出てくるんですけども、また新年度予算でも、この要綱に沿って補助金くんでいただいたりしていますけれども、今回、今ある場所が危険だからということで廃止をするということ理解はしますけども、今後、前回の委員会のなかでもいろいろ意見がありましたように、また新しく別の場所に設置をしていくということについても検討いただきたい。今回、その条例廃止案が出てくるにあたって、その意見、要望をさせておいていただきたいというふうに思います。

委員長 もう回答はいりませんね。

木澤委員 今はいいです。

委員長 以上、3月定例会に付議が予定されている事案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まず初めに、(1) 臨時職員の賃金の改定について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、3. 各課報告事項（1）臨時職員の賃金の改定についてご報告いたします。その改正内容につきまして、資料7によりご説明させていただきます。資料7をご覧ください。

臨時職員の賃金につきましては、奈良県の最低賃金や民間の動向、また近隣の市町村の状況を見る中で改定を行っているところでございますが、安心のまちづくり、教育の充実の一環である30人学級を推進するとともに幼稚園教育の質の向上を図るため、職種に担任を持つ学校臨時講師と幼稚園講師の区分を新たに設けるとともに、その職責を考慮し、それぞれの区分に応じた賃金を定め、平成24年4月1日から施行するものでございます。

改正の内容についてでございますが、先ほどご説明いたしました今回新たに設ける職種の区分につきまして、アンダーラインでお示ししております。

表の上から2つ目、担任を持つ4年制大学卒業程度の学力を有する学校臨時講師、月額217,300円、表の上から3つ目、担任を持つ4年制大学卒業程度の学力を有する幼稚園講師、月額203,700円、表の下から2つ目、担任を持つ短大卒業程度の学力を有する学校臨時講師、月額196,800円、担任を持つ短大卒業程度の学力を有する幼稚園講師、月額186,300円でございます。

なお、今回新たに設ける職種のそれぞれの月給の金額についてでございますが、奈良県が支給している学校臨時講師の給料等を参考に、奈良県が用いる教育職給料表に準じて定めております。

以上、臨時職員の賃金の改定についてのご報告とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 まず、今回の改定については、講師の方の待遇をアップするというところで、一定評価はさせていただきたいというふうに思います。そのなかで、

ちよっとこの表なんですけれども、アンダーライン引っ張っていただいているところが、新しい月給ということで、その上の部分がこれまで臨時講師の方の賃金であって、それと比較をするという見方でよろしいんですかね。

総務課長 今回、担任をもつ臨時講師の方につきまして、このように県の基準を参考に設けたものでございます。

木澤委員 それとですね、ここに月給については書いていただいていますけども、これ年収にするとそのままこれ12ヶ月でかけたらいという形になるんですかね、一時金っていうかね、そういうものはどうなっているんでしょうか。

総務課長 月給額をこちらのほうに示しております、あとはボーナス分として年間2.2ヶ月でございます。

木澤委員 そうしますと、だいたい大卒の方で、例えば、学校臨時講師の方という年収でいうとだいたいどれくらいになりますか。

委員長 西川教育委員事務局総務課長。

教委総務課長 今、担任を持たない講師が17万8,600円、これを年収にしますと、253万6,120円となります。また、担任を持つ講師につきましては21万7,300円でございますことから、さきほどの2.2ヶ月かけまして、14.2ヶ月をかけますと、308万5,660円となります。その差額は54万9,540円となっているところでございます。

木澤委員 今回、県の臨時講師の方との賃金ということに準じてしていただいていますけれども、やっていただく内容というのが、臨時講師であっても、通常の本採用されている教員の方と変わらないのかなというふうに思うんですが、そういう意味で見ますと、県で採用されている臨時講師でない方の

教員の皆さんの給与と比較すると、どういう違いが、どれぐらいだいたい差があるものなんですかね。

教委総務課長 県のほうの臨時職員採用されておりますのは、県の給料表、さきほどの教育職給料表の3によりまして、その方の経験年数でありますとか、採用されました短大卒でありますとか、大卒でありますとかによりまして、決定されております。その方、個々によって違うところであります。

木澤委員 やっぱり倍ほど違うのかなというふうに思うんですけども。

委員長 清水教育長。

総務課長 倍ほど違うという話でしたが、そんなことは決してございませんで、課長が今申しましたように、県の講師さんの、大卒直じゃなくって、ここにあげておりますのは、大卒から3年ぐらい経験をされた方の講師の賃金に合致する形でさせていただいているという状況でございます。

木澤委員 具体的な金額が出てこない中で、ちょっとこういう議論をしてもあれなんで、本採用の方のね、今回こういうふうに上げていただくことは評価させていただきますけれども、なんか平群町のほうでお聞きしますと、町が採用されている臨時講師の方で、やはり給料的に斑鳩町以上の待遇をされているという話も聞いておりますので、斑鳩町の財政的な問題もあるかとは思いますが、今後も担任を持っていただく方と持っていない方も含めまして、講師の方の待遇改善、さらなる改善についても要望しておきたいと思っております。

委員長 池田副町長。

副町長 今、平群町の例が出されましたけれども、平群町の例が決して良い例ではないということで、特殊な例ということで町としては理解をしておりますので、近隣全国の状況を見ても、そう理解しておりますので、町といた

しましては。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)斑鳩町公民館分館活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習 課長 (2)斑鳩町公民館分館活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱につ
きまして、資料8の6枚目の要旨をもちまして説明させていただきます。

斑鳩町公民館分館活動補助金につきましては、公民館分館活動の推進に努めることをひとつの目的として、公民館分館及び集会所を開設場所として、婦人学級など各種の事業活動を実施する自治会に対し補助金を交付してきたところでございますが、更なる地域力の醸成や生涯学習活動の促進を図るため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしまして、まず、題名の変更でございます。「斑鳩町公民館分館活動補助金交付要綱」を「斑鳩町生涯学習活動補助金交付要綱」にあらためます。

また、補助対象事業として、知識・技能を習得し、生活に潤いを与える学習内容であり、かつ学習を通していきいきとした地域交流を目的とした事業で、次の各号の全ての要件を満たすものとするものであり、要件の1から3までは今までと変更しておりません。

また、補助対象額につきましては、1事業で18,000円、2事業以上で36,000円と明記いたしました。

施行期日は平成24年4月1日としております。

以上簡単ではございますが、斑鳩町公民館分館活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱につきましての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 直接このことに関わってというよりも、公民館の活動に対して、これまで町としてもずっと助成をしてきているなかで、これまでは負担金をとってこなかった分が以前、負担金をとるという形になって、それ以降、住民の皆さんの反応というのを聞いておられたら、ちょっとお尋ねしたいなど思うんですけども。

すぐに答弁できますか。 清水教育長。

教育長 今、負担金っておっしゃっているのは、使用料とか、公民館の使用料、そういうことでしょうか。

木澤委員 すいません。ちょっと私の質問の仕方が悪かったのかもしれない。いろいろ、陶芸教室とかやっていたいて参加をするのに、今までは無料やったのが、参加するのに300円とか。

教育長 今、委員さんおっしゃっているのは公民館教室のことだと思うんですけども、今、ここであげておりますのは、各自治会で個別に、自主的に活動をされるときに、出す補助金の改定でございますので、その点ちょっとよろしくご理解賜りますようお願いいたします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3)斑鳩町青少年野外体験活動に対する補助金交付要綱について、理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習課長 (3)斑鳩町青少年野外活動体験活動に対する補助金交付要綱につきまして、資料9の8枚目の要旨をもちまして説明させていただきます。

斑鳩町立青少年野外活動センターの廃止に伴い、たくましく心豊かな人

格形成を推進し、青少年の健全な育成を目的とする団体の事業として、国及び地方公共団体が設置した野外体験活動施設を利用された際に、補助金を交付することにより、野外体験活動の推進を図ることを目的に本要綱を制定するものでございます。

主な制定内容といたしまして、1つは定義、第2条関係でございますが、青少年とは6歳以上18歳未満のものとしており、これは奈良県青少年の健全育成に関する条例に沿ったものとしております。そして野外体験施設とは青少年の健全育成を目的として国及び地方公共団体が設置した施設としており、また、団体とは青少年の健全育成をひとつの目的として設立された団体で、活動が年間を通じて行われ、かつ、将来も継続して活動することが確実な団体としております。

2つ目として交付対象者、第3条関係でございますが、この要綱により補助金の交付を受けることができる団体は、町内に存在する青少年の健全育成を目的とする団体としております。

3つ目として補助金額、第4条関係でございますが、補助金の額は、事業の実施に必要となる交通費の経費に2分の1を乗じて得た額とし、1000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額としております。これは、国及び地方公共団体が設置した野外体験施設では施設利用費がかからないことからでございます。また限度額を設けております。公共交通機関を利用した場合、1人につき2,000円、貸し切りバス、レンタカーを利用した場合、1台につき60,000円、自家用自動車を利用した場合、1台につき1,000円を限度額としております。限度額につきましては県内で最も遠い国立曾爾青少年自然の家を利用される場合をもって定めております。

施行期日は平成24年4月1日としております。

以上簡単ではございますが、斑鳩町青少年野外活動体験活動に対する補助金交付要綱につきましての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今、課長説明していただいたなかで、そういう施設の利用料がかからな
いというふうにおっしゃたんですけれども、私もちょっと勉強不足でよく
知らないんですけれども、県内にある公営のそういう施設というのは全て
無料で利用できるんですか。

生涯学習 今、ご質問の施設利用料につきましては、奈良県立の野外活動センター
課長 とか、曾爾青少年自然の家等につきましては、施設使用料については無料
ということになっております。

木澤委員 すみません。郡山にある施設も、無料ということでもいいんですかね。

生涯学習 大和郡山市の少年自然の家につきましては、日帰りで児童の場合、高校
課長 生以下の場合は168円となっております。

木澤委員 168円というと、そんなに確かに高いものではないと思うんですけれ
ども。ちょっと私もどれくらい有料施設があって、どれくらい無料施設が
あるっていうのは今分からないんですが、そういう施設の利用料について
は補助していかないという考え方になるんですかね。

教育長 基本的に、こういった団体の方々がご利用いただくのは、県立・国立が
大半でございまして、そうした施設については無料でございます。で、郡
山少年自然の家を利用される場合につきましても168円が高いか安い
かという議論はあるにしてもですね、これまで従来はそういった補助金は一
切出していなかったというなかで、こういう施設を利用されるときに、こ
ういった補助金を出すことで、施設利用料そのものはないんですけれども、
今申しあげましたように、バスでありますとか、交通公共機関を利用した
場合の補助金等々について出すわけでございますので、従来よりは参加し
やすくなるというふう考えております。

木澤委員 この要綱の中の3番目のほうに、団体についても規定があるんですけど、
町内の団体で言うと、どういう団体があてはまることになるんですかね。

生涯学習課長 斑鳩町子ども会連合会とか、ボーイスカウト、ガールスカウト等が、今まで野外活動センターを利用されておりました。しかし、近年では、斑鳩町子ども会連絡協議会だけが今使用されている状況であります。ボーイスカウト、ガールスカウトについては、近年につきましては、今の青少年野外活動センターについては利用されていないというような状況でございます。

教育長 今申しました団体を想定しておりますけれども、そのほかに、各自治会の子ども会でもありますとか、そうしたものについても対象としていきたいと考えております。

木澤委員 以前、この総務委員会の中で、野外活動センターを廃止するというときに、確か、町内団体でも廃止をしないでほしいという声もあったというのと、あと、例えば町の野外活動センターを利用するには、発生する負担というのはなかったと思うんですけれども、そこが使えなくなって、例えばさっき言うていた郡山の自然の家を利用するようになったら、新たに負担が発生する形になるのかなとちょっと思うんですが、そうした際に、今回、こういう要綱を設置する際に、町内団体の方の声っていうのは聞いておられるんですかね。

生涯学習課長 斑鳩町子ども会連絡協議会のご意見は賜っております。それである程度、こういう趣旨を説明する中でご理解をいただいということでもあります。
ボーイスカウトも確認をしております。

木澤委員 そうしたら、この要綱については、特に反対をされている団体さんの声はないと理解しておいてよろしいですか。

生涯学習課長 この要綱につきましては、ある程度、ご説明させていただくなかで、反対ということのご意見は賜っておりません。

委員長 よろしいですか。他に質疑ございませんか。

ちょっと私のほうからお聞きしたいんですが、これ、私、子どものときにも、学校から、野外活動として、青少年野外活動のこれとは違うんですが、結局言うたら、曾爾とか、吐山とか行った記憶があるんですが、今の小学校・中学校での野外活動センターというのはどの辺に行かれていますでしょうかね。 西川教委総務課長。

教委総務課長 今、委員長おっしゃられましたように、曾爾を今しているところでございます。

委員長 これは、斑鳩町内のどこの小学校も、中学校2つありますね、小学校3つですね、みんな曾爾を使っていると、こう考えさせてもらってええわけですかね。 西川教委総務課長。

教委総務課長 以前は、吐山等の施設がございまして、今もありますけれども、そういったところもございまして、今現在、そういう形で利用状況、また施設面のことを考えまして、現在そういう形になってございます。

委員長 わかりました。もう1点お聞きしたいんですが。気になるところで、どうしても夏場のところに予約が集中するんじゃないかなと、いう気がするんですが、学校関係なんかでもそうやって利用されるし、そのあたり、調査・研究なんかはどんな感じでされているのかなと。まあ言うたら、やっぱり、予約がとれないようなことであれば、非常に野外活動というのは大切なことやと思いますので、その辺、どんな感じでしょうか。

生涯学習課長 やはり、こういう施設でございまして、7月・8月はかなりの利用者があると聞いております。それで、この要綱が制定されるならば、また、各種団体のほうへ周知させていただきまして、できるだけ早く年間計画を立てていただいて、予約等とっていただくような方法もとりたいと思っております。

委員長 できるだけ、そういう形で、活動が継続してできるように、そのあたり、町のほうも応援していただきたいと思います。
他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(4)平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項の(4)平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料10をご覧くださいませでしょうか。

この資料は、一般会計補正予算(第5号)についての全体に係ります歳入・歳出総括表(案)となっております。このうち、総務常任委員会が所管される補正につきましてご説明を申し上げます。

まず、今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億640万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ83億7,213万1千円とするものでございます。

はじめに、歳入予算の補正についてでございます。

第1款 町税では、町民税の個人で、現下の厳しい社会経済情勢から個人所得が当初見積りを下回ることから、2,750万円の減額補正を、たばこ税では、たばこの販売本数が当初見積りを上回ることから、2,600万円の増額補正をお願いしております。

次に、第14款 国庫支出金では、教育費国庫補助金で、歳出の方で補正をお願いいたします、新年度で取り組むこととしていた斑鳩西小学校本館西棟及び体育館、斑鳩東小学校北館西棟の耐震補強工事について、国の第3次補正を活用し、前倒しして実施することから、学校施設環境改善交付金5,444万2千円の増額補正をお願いしております。

次に、第16款 財産収入では、財産貸付収入で、土地開発基金用地使用料7千円の増額補正と、利子及び配当金で、各基金利子の決算見込みにより、134万3千円の減額補正をお願いしております。

次に、第17款 寄附金では、ふるさと納税としてご寄附をいただいたことから、教育費寄附金で27万8千円、福祉費寄附金で18万5千円の増額補正をお願いしております。これら寄附金につきましては、寄附者のご意向に沿って、教育費寄附金は、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積み立てと文化財の発掘調査に充当させていただくとともに、福祉費寄附金につきましては、福祉基金への積み立てと児童福祉の充実、健康づくりの推進に充当させていただきます。

次に、第21款 町債では、土地改良事業債で、新年度において、衛生処理場周辺対策として、地元要望があった高安地区での農道整備工事や、火葬場周辺対策として、地元要望があった三井地区での水路整備工事、また、服部地区での機械揚水整備工事について、国の第4次補正を活用し、前倒しして実施することから、これらの財源措置として1,080万円の増額補正、JR法隆寺駅周辺整備事業債で、駅北口の町道312号線整備の用地取得が一部難航し、今年度内での執行の見通しがつかず、交付申請が行えないため、4,270万円の減額補正、学校教育施設等整備事業債で、国の第3次補正を活用して実施する学校耐震補強工事の財源として、8,940万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。資料の裏面をご覧くださいいただけますでしょうか。

はじめに、第2款 総務費では、一般管理費で、平成23年12月1日付けで実施した人事異動に伴う人件費所要額156万9千円の増額補正と、職員の退職予定に伴う職員退職手当負担金3,957万円の増額補正をお願いしております。財産管理費では、財政調整基金などの基金利子の決算見込みによる積立金と土地開発基金への繰出金として、108万1千円の減額補正をお願いしております。賦課徴収費では、町税コンビニエンスストア収納等の新公金収納の導入業務に係る契約締結により、496万1千円の減額補正をお願いしております。

次に、第3款 民生費では、社会福祉総務費で、福祉基金への積立として、福祉基金にいただいた寄附金10万円の積立てをお願いしております。

次に、第7款 土木費では、都市計画総務費で、総務費のところで申しあげた人事異動に伴う人件費と同額の156万9千円の減額補正をお願い

しております。

次に、第9款 教育費では、小学校学校管理費で、歳入の方で申しあげたように、斑鳩西小学校本館西棟及び体育館、斑鳩東小学校北館西棟の耐震補強工事等について、国の第3次補正を活用し、前倒しして実施することから、1億7,629万4千円の増額補正をお願いしております。文化財保存費では、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金にいただいた寄附金26万8千円の積立てをお願いしております。

次に、第11款 公債費では、今年度の定時償還に係る利子額が確定したことから、1,087万7千円の減額補正をお願いしております。

次に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源とて、8,015万1千円を充当させていただき補正をお願いしております。

最後に、繰越明許費でございます。諸般の事情により本年度会計において予算の支出を見込めない事業があることから、繰越明許費の予算措置をお願いしております。小学校校舎耐震補強事業で1億7,629万4千円となっております。

以上で、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）のうち、総務常任委員会が所管される予算補正につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(5)平成24年度税制改正大綱（地方税関係）の概要について、理事者の報告を求めます。加藤税務課長。

税務課長 それでは、各課報告事項、(5)平成24年度税制改正大綱（地方税関係）の概要について、ご報告を申しあげます。

本日、ご報告を申しあげる内容については、昨年12月に政府の税制調査

会で取りまとめられました平成24年度税制改正大綱のうち、地方税に係るもの抜粋して、その概要をご説明させていただきます。

資料11の1ページをご覧ください。はじめに個人町民税に關します改正内容でございます。「1. 給与所得控除の見直し」と下のほうになりますけれども「2. 勤続年数5年以内の法人役員等の退職所得について2分の1課税の廃止」については、昨年度の税制改正大綱にも挙げられておりましたが、平成23年度中の改正は見送られ、改めて平成24年度で改正を予定されているものでございます。

内容につきましては、「1. 給与所得控除の見直し」では、所得税法が改正されることに伴い、個人町民税に自動的に影響するもので、給与所得控除に上限を設定するものでございます。

これは、給与所得者の必要経費にあたる給与所得控除について、これまで給与収入に応じ、給与所得控除（必要経費分）も段階的に大きくなり、その金額も上限が設定されていませんでしたけれども、今回の改正では、給与収入が1,500万円を超えますと、給与所得控除が一律245万円になるものでございます。

本改正に伴う町税への影響につきましては、平成23年度の課税状況のデータから試算いたしますと、町の税金分だけで約120万円の増収となります。

この改正は、平成26年度分以降について適用となっております。

次に「2. 勤続年数5年以内の法人役員等の退職所得について2分の1課税の廃止」でございます。本改正も、所得税法が改正されることに伴い、個人町民税に自動的に影響するものでございます。

改正の内容といたしましては、計算例で申しあげますと、退職金が1,000万円、勤続年数3年で試算いたしますと、改正前では、「①退職金」1,000万円に対し、「②退職所得控除」として、年40万円の控除額が3年分として120万円が控除され、③として、さらに残りの880万円の「2分の1控除」、440万円が控除された後の440万円が「④退職所得」となり、町・県10%の税率により、44万円の税額となります。改正後は、網掛け部分の「③2分の1控除」が廃止となりますことから、「①退職金」1,000万円から、「②退職所得控除」120万円を差し

引いた、残りの880万円が「④退職所得」となり、町・県10%の税率により、88万円の税額となります。

本改正は、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当から適用となり、同日に改正を予定している「10%税額控除」廃止後で試算をさせていただきます。本改正に伴う町税への影響については、平成22年度決算ベースでは対象者はありません。

次に、資料の2ページ目、固定資産税、都市計画税に関する改正内容でございます。

はじめに、「1. 宅地等に係る価格の下落修正」についてでございます。これは、平成24年度の評価替え年度以降の、平成25年度及び平成26年度の評価の据置年度において、地価が下落している場合においては、現行と同様に、価格の下落修正ができるものとし、特例措置を継続するものでございます。

次に、「2. 土地に係る負担調整措置」についてでございます。右の「土地に係る負担調整措置の仕組み」をご覧くださいと思います。

まず、商業地等の宅地に係る負担調整措置についてでございますけれども、内容につきましては、現行のグラフの棒の中に入っております、商業地等宅地の評価額の70%に引き下げるですとか、前年度の課税標準額の据え置き等といった特例措置が平成26年度まで3ヵ年継続となります。

次に、住宅用地の関係でございます。こちらにつきましては、資料2ページに戻っていただきまして、アンダーラインを引いているところが、今回の改正となっております。具体的には、①住宅用地に係る負担調整措置を廃止する、ただし、②として、平成24年度、平成25年度については、経過措置を講じるといったものでございます。

あらためて、3ページの右のほうを見ていただきますと、右側に「小規模住宅用地」で例をあげさせていただいております。こちらの改正につきましては、今回、棒の下のほうに、「前年度課税標準額据置き」という80~100%の網掛け部分になっているところございますけれども、今回は、この部分が基本的には廃止、経過措置として、24年度、25年度については、90~100%の間は、前年度の課税標準額を据え置くというものでございます。

次に、資料2ページに戻っていただきまして、「(3) 農地に係る負担調整措置」については、現行と同様の負担調整措置を継続するものでございます。

本改正(住宅用地の改正)に伴う町税への影響につきましては、平成24年度の課税見込みでは、固定資産税で約100万円、都市計画税で約8万円の増収となります。

施行日につきましては、平成24年度から適用となりますことから、斑鳩町町税条例及び都市計画条例の一部改正につきまして、法案成立後、本年3月31日付けでの専決処分を予定しております。

最後に「Ⅲ. その他」といたしまして、法令の改正による条文整理等、所要の改正についてでございます。

今回の平成24年度税制改正大綱におきましては、地方税法、所得税法等の様々な関係する法令の改正が予定されていることから、これら法令改正において、条番号、項番号等の繰上げ、繰り下げ、条文の整理等が見込まれますことから、町の条例において、法令の改正に伴う引用条文の整理を予定しているところでございます。施行日につきましては、関係する法令の改正内容の詳細について、今後確認作業を行ってまいります。法令の施行日に町税条例の施行日を合わせる必要がございますことから、一部の条文整理については、本年3月31日付けで専決処分させていただく場合がございますのでご理解いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、平成24年度税制改正大綱の地方税関係の概要についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(6) インフルエンザに伴う学級閉鎖について、理事者の報告を求めます。 西川教育委員会総務課長。

教委総務
課長

インフルエンザにともないます学級閉鎖につきまして、資料12により説明させていただきます。

インフルエンザの流行につきましては、県でも1月27日に注意報を発令、また2月2日に警報を発令されるなど、42都道府県で警報レベルを超え流行が全国的に拡大しておりました。

当町の学校、幼稚園の状況につきましては、1月16日に斑鳩南中学校の第1学年で3クラスございますが、1月17日から19日の3日間の学年閉鎖、斑鳩幼稚園の年中（4歳児）組で1月17日から18日の2日間の学級閉鎖の対策をとっておりましたから、2月10日まで、資料12のとおり各学校園での学級閉鎖の状況となりました。

今年に入って第3週目の1月16日から1月22日の間で8学級、第4週の1月23日から1月29日で17学級と、幼稚園から小学校の低学年での学級閉鎖が多くございました、第5週の1月30日から2月5日で8学級、第6週の2月6日から12日で2学級と学級閉鎖がありましたが、2月10日以降は学級閉鎖がなく、その発生状況が収まっているところでございます。

学校別での学級閉鎖の状況を申しますと、斑鳩幼稚園で5学級中3学級でございました。西幼稚園では3学級中2学級、東幼稚園では4学級中2学級、斑鳩小学校では24学級中16学級、斑鳩西小学校で13学級中2学級、斑鳩東小学校では18学級中7学級、斑鳩中学校では学級閉鎖はございませんでした。斑鳩南中学校では第1学年の3学級、これは斑鳩南中学校10学級中3学級となっておったところでございます。

この学校、幼稚園につきましては、インフルエンザと診断されました児童生徒の欠席が7日以内で各学級で5から7人程度に達しました場合、その出席者の風邪またインフルエンザの児童生徒の発生状況を見ながら、各学校医・園医の先生方にご相談し、ご意見をいただいて、できるだけ感染拡大防止を優先に考えまして、学級閉鎖の判断をしております。

学級閉鎖につきましては現在のところございませんが、まだ欠席者もおりますことから、養護教諭、担任教諭を中心に、児童・生徒にうがいや手洗いの励行や、保護者への保健だより等によるお知らせ、児童・生徒、教職員の健康状態の把握等に努めまして、引き続き、今後も感染防止に努めて

まいりたいと考えています。

以上、インフルエンザにともなう学級閉鎖についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 ちょっと状況についてつかんでおられたら、お聞きしたいんですけども。今年は特にインフルエンザがものすごい流行して、インフルエンザの種類も複数発生しているというふうにお聞きしているんですけども。重症化して入院してしまった子どもとか、そういうのはいらっしゃらなかったんですか。

教委総務課長 インフルエンザによります入院はございませんでした。ただ、その間に、マイコプラズマ肺炎でありますとか、下痢・嘔吐で入院された子ども合わせて2人ございますが、インフルエンザによる原因がということはございませんでした。

木澤委員 今年は特に、こういうふうインフルエンザも流行ってしまって、以前に町のほうでも子どもさんに対してインフルエンザの予防接種に対する助成なんかも行っていただいたことありますが、今後もこういう状況が続くんでしたら、やっぱりそうした予防接種についての対策なども、ぜひ検討していただきたいなと思いましたので、これも要望でお願いします。

委員長 よろしいですか。ちょっとお聞きしたいんですけど、これ基準ですね、確か5人以上クラスで休まはったら、学級閉鎖になるんでしたかな。

教委総務課長 現在、はっきり5人以上とか何人とか決まってございません。ただ、目安としまして、だいたい学級の15%から20%と考えておりまして、それを勘案いたしますと5人から7人程度、インフルエンザ等で学校欠席等

ありました場合に、学校医さん等に相談しながら、できるだけ広がらないようにということを重点的に考えまして、検討しているところでございます。

委員長 わかりました。他にございませんね。

(な し)

委員長 次に、(7)平成24年度新規事業等について、報告をいただくことにいたします。まずはじめに、総務部関係について理事者の報告を求めます。
西本総務部長。

総務部長 それでは、平成24年度新規事業等についてでございます。

新年度予算において、総務部が取り組みます新規事業や重要な事業、あるいは変更のある事業につきまして、ご説明させていただきます。お手元に、平成24年度当初予算案の概要の資料をご覧いただきたいと思っております。

まず10ページ上のほうでございます。文化振興センターの充実についてでございます。いかるがホール町民ロビーに設置しているマルチビジョンについて、AV機器を一新するとともに、それに伴う新たな映像コンテンツ等を制作するため、1,050万円を計上しております。

次に、同じく資料10ページの一番下、宝くじまちの音楽会の開催についてであります。地域の皆様に質の高い音楽に触れる機会を提供するとともに、一流プロとの共演という普段体験できない場を設けることにより、新しい芸術や文化の創造を図るため、65万円を計上しております。

次に、資料11ページ一番上、斑鳩シンポジウムの開催についてでございます。東日本大震災の復興を願い、世界文化遺産のあるまち斑鳩から、「心」をキーワードとして、人間の幸せや豊かさについて考える機会として、「町制65周年記念(仮称)斑鳩シンポジウム『日本人の心』」を開催する費用として150万円を計上いたしております。

次に、同じく資料11ページ上から2つ目、会津八一歌碑建立除幕式の開催についてであります。町制65周年を記念として、大正から昭和にか

けて、奈良そして斑鳩の地をこよなく愛した、歌人・書家であり美術史家でありました會津八一先生の歌碑の寄附を受けることになり、その除幕式を執り行うために、関連物品の製作も含め188万3千円を計上いたしております。

次に、同じく資料11ページの上から3つ目、ニューヨーク・シンフォニック・アンサンブル公演の開催についてであります。町制65周年を記念として、特定非営利活動法人地域創造政策研究センターの協力のもと、世界的に活躍するニューヨーク・シンフォニック・アンサンブルの奈良特別公演を開催してまいります。その費用として100万円を計上しております。

次に、資料14ページでございます。14ページの下から2つ目、消防操法大会への出場についてでございます。火災時における迅速的確な消火活動に資するため、また、団員の消防操法技術の向上と士気の高揚を図るため、消防操法大会に本町消防団が出場するために必要な経費として、負担金、補助及び交付金500万円を計上しております。

次に、資料14ページの一番下、消防施設整備の支援についてでございます。消防体制の充実を図るため、町内自治会の消防施設整備を引続き支援するものであり、平成24年度におきましては、高安自治会の消火栓設置2基でございます、また東北地方大震災等の影響もあり補助申請件数の増もあり、前年度に比べ約260万円の増となっております。

次に、資料15ページの上から3つ目、避難所施設の充実についてでございます。平成24年度におきましては、大災害等に備え、既存の通信手段が途絶えた際に活用する衛生携帯電話、停電時の緊急用電源として発電機の設置を行うものであり、所要額として69万円を計上いたしております。なお、設置場所につきましては、避難所施設の拠点となる役場及び生き生きプラザの2箇所に設置することとしております。

次に、資料15ページの一番下、地域防災計画の見直しについてでございます。平成11年の作成から10数年が経過する斑鳩町地域防災計画について、奈良県地域防災計画との整合性を図りながら、時代に即した全般的な見直しを行うものであり、所要額として504万円を計上いたしております。

なお、水防計画につきましても、今回の地域防災計画の見直しとの整合性を図りながら見直しを行うとともに、地震対策における地域防災計画の実効性を高めるため、町が実施する地震防災対策を体系化した具体的な実施計画でございます市町村地震防災対策アクションプログラムについても、併行して策定してまいりたいと考えております。

次に、資料16ページの一番下、空き家対策の実施についてでございます。火災や不審者の侵入による犯罪の発生の原因となる空き家の実態把握を行い、空き家の所有者に対し適正管理を促し、安全・安心のまちづくりを推進するものであり、所要額として22万8千円を計上しております。

次に、資料17ページの下から2番目、地域集会所施設整備の支援についてであります。地域住民の福祉の増進と地域コミュニティを育成するため、自治会等が行う地域集会所の整備に対し地域集会所施設整備費補助金を交付し、地域単位の活動拠点の充実を図るものであります。先の総務常任委員会でご報告いたしておりますが、平成24年度からは補助制度をさらに充実させ、地域集会所施設整備を支援してまいります。平成24年度は、新築1件、修繕4件、備品購入2件で2,398万5千円を計上しております。

次に、資料17ページの一番下、(仮称)地域交流館の整備についてでございます。住民と行政の協働のまちづくりを推進するため、地域住民をはじめさまざまなグループ・団体の、自治会という枠を越えたコミュニティ活動の拠点として、広域的な自治会を対象とした(仮称)地域交流館の整備を行うものであり、所要額として1億5,470万円を計上しております。なお、災害時には避難所として活用するため、災害備蓄品を収納するスペースを確保するとともに、耐震性の防火水槽を設置する予定をいたしております。

次に、資料18ページの上から3つ目、参加と協働のまちづくりの推進についてでございます。第4次総合計画の重点テーマであります参加と協働を具体的に展開するため、平成23年度からとりくんでおりますが、平成24年度では、住民と専門家が参加する委員会を設置し(仮称)協働のまちづくり条例・指針の策定に取り組むとともに、斑鳩らしい協働の仕組みづくりを進めるものであり、所要額として173万6千円を計上しております。

ます。

次に、資料21ページ上から3つ目でございます。行財政改革の推進についてでございます。第3次行政改革大綱が平成22年度で終了し、平成24年度中において、第4次行政改革大綱を策定するため、180万円を計上いたしております。

以上が、総務部の平成24年度新規事業等についての説明とさせていただきます。

委員長

続いて、教育委員会関係について理事者の報告を求めます。

清水教育長。

教育長

それでは、教育委員会事務局が所管いたします来年度予算の新規事業等につきまして、説明いたします。

はじめに、資料77ページの歴史文化資源の保全・活用では、下から2段目の出土遺物の保存・整備につきましては、国の緊急雇用創出事業特例基金を活用いたしまして、埋蔵文化財発掘調査に伴う出土遺物の整理を進めるものでございます。費用としては委託料等551万9千円を計上しています。

次に、78ページの一番上の町指定文化財候補の調査につきましては、町指定文化財として将来的に適切に保存することを目的とした候補として、瓦塚古墳群の航空測量による墳丘測量調査や範囲確認のための試掘調査等の基礎的な調査を実施するための予算として委託料ほか340万円を計上しています。

その次、その下でございます。小田原市との文化交流事業の開催につきまして、この2月11日に法隆寺ゆかりの都市文化交流協定を締結いたしました、小田原市との文化交流を推進するために、本年度もこの2月25日から、先ほども申しあげましたように、小田原市で斑鳩の飛鳥時代展を開催するわけでございますが、来年度、平成24年度も引き続き交流展示会を予定しております。その予算といたしまして60万8千円を計上しています。

その2つ下でございます。史跡中宮寺跡の整備といたしまして、前年度

に引き続きまして、出土遺物の整理を行い、これまでの発掘調査の成果を報告書にまとめるとともに、史跡地の整備のための基本設計を行います。その予算といたしまして、900万円を計上しております。

続きまして、81ページでございます。81ページの一番上でございます。公民館の充実につきましては、中央公民館のリニューアルにつきましては、平成23年度から取り組んでおりますが、平成24年度におきましては変電設備の増設、トイレの改修、大ホールの照明設備の改修を行います。その予算といたしましては3,420万円を計上しています。

続きまして、83ページの上から2段目の町立図書館多目的室の整備につきましては、今ございますAVルームの大型プロジェクションテレビが故障いたしまして、年数も古うございます関係から修理も不可能なこともございまして、今後、平成24年度にはそのAVルームを活用いたしまして、住民のニーズにあった図書館サービスを提供するため、ボランティア交流など多様な活用ができる多目的室として改修を行いたいというふうに考えておりまして、その予算といたしまして160万円を計上しています。

そのページの一番下でございます。健民運動場の充実といたしまして、生涯スポーツの拠点施設として、健民運動場の施設及び設備の充実を図るために、トイレの様式化と補充土置き場の設置工事を行います。予算といたしましては134万5千円を計上しています。

次のページでございます。84ページの1番上でございますが、夜間中学校の運営といたしまして、町内在住の方1名につきましては、このたび奈良市立春日中学校夜間学級に就学されることから、負担軽減のため就学援助を実施するものです。奈良市への夜間学級設置負担金として学用品費、通学費等により算出した17万4千円を計上しています。

次に、夜間中学校の運営の下でございます、斑鳩の教育の発刊といたしまして、当町の概要、教育の基本方針、学校教育の指導の重点課題、学校の現況、あるいは各学校の特色、また生涯学習では社会教育事業、施設の概要等をまとめました冊子「斑鳩の教育」という冊子でございますが、その作成を行うものでございます。予算といたしましては18万4千円を計上しています。

次に、86ページの一番上でございます。小学校校舎の耐震補強につき

ましては、平成25年度に計画していた斑鳩東小学校北館東棟の耐震補強工事及び屋上防水改修を前倒しで実施するものでございます。その予算といたしましては3,361万5千円を計上しています。

なお、予算のほうでも若干触れていただいたところでございますけれども、平成24年度の耐震補強工事の実施につきましては、国の平成23年度第3次補正予算を活用いたしました予算繰越によりまして、斑鳩西小学校の本館西棟と体育館、斑鳩東小学校の北館西棟とあわせまして、4棟の耐震補強工事を計画しておりまして、これが全て完了いたしますと、耐震化率は89.7%となります。残り2棟の耐震補強工事を平成25年度に行うこととなりますと、学校校舎の耐震化工事につきましては平成25年度にすべて終了するというところでございます。

次に、その下でございます。東小学校西側道路側溝の蓋設置ということでございますが、東小学校の西側の道路の幅員が狭くて、また道路に側溝がございますことから、この側溝に児童、並びに幼稚園に通う園児、そしてその送り迎えの保護者が落ちる危険性もございますことから、この側溝に蓋を設置いたします。設置の延長は120mでございます。予算として194万4千円を計上しております。

次に、その1つ下でございますけれども、東小学校南側出入口門扉の設置につきましては、児童の登下校時の安全確保のため、校庭の南側フェンスに出入口を設置します。その予算といたしましては工事請負費ほか37万8千円を計上しています。

次に、同じページ、その下でございますけれども、小学校学校図書の整備についてであります。学校図書館を利用するため必要な知識、技能、態度を育成し、当町では、読書の習慣化を図り、また、調べ学習をはじめとした児童の主体的・意欲的な学習活動・読書活動が行えるよう、学校図書館の環境整備をすすめるとともに、図書の購入を行っているわけでございますが、来年度は学校図書館図書基準の達成を目指しまして、交付税措置額の約1.5倍の347万7千円を計上しています。

続きまして、次の87ページの上から3段目でございます。小学校講師の配置といたしまして、町独自の30人学級を平成24年度では、現行の小学校3学年までを拡充いたしまして小学校第4学年までとすることから

5名の常勤講師とともに、特別支援教育に必要な4名の非常勤講師を配置する予算を計上しております。その予算といたしましては2,633万9千円でございます。

次に88ページをお願いいたします。88ページの一番上でございます。南中学校運動場ダッグアウトの配置といたしまして、斑鳩南中学校におきまして、野球の公式戦を実施する機会が数多くあることから屋根のあるダッグアウトを設置いたしまして、試合時の日除けといたしまして、日射病対策など選手の環境改善を図りたいというふうに考えてございまして、その予算といたしまして224万円を計上しています。

続きまして、89ページの1番上でございます。中学校講師の配置であります。これにつきましても、小学校と同様、町独自の30人学級を導入していただいておりますけれども、来年度、平成24年度では、第1学年までを拡充いたしまして、中学校第2学年まで30人学級導入をすることから3人の常勤講師とともに、教科補充等に必要な3人の非常勤講師を配置する予算を計上しております。予算といたしましては合計で1,567万4千円を計上しています。

次に、そのページの下から2段目でございますが、幼稚園プールの改修につきましても、保育環境の整備のために、平成24年度から3ヵ年で3つの幼稚園のプールの改修を行いたいと考えておりまして、平成24年度では、まず東幼稚園のプールを改修してまいりたいというふうに考えており、その費用といたしまして410万円を計上しております。

続きまして、最後でございます。92ページをお願いいたします。先ほど、説明でもございました、下から2段目でございますけれども、野外活動センター利用の支援ということで、斑鳩町立青少年野外活動センターを廃止しますことから、青少年の健全な育成の推進を今までどおり図るために、他の野外活動施設を利用される団体に対しまして支援を行うものでございます。その予算として48万円を計上しています。

以上が教育委員会所管の平成24年度の主な新規事業等の概要でございます

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けい

たします。 木澤委員。

木澤委員 17ページの地域交流館の整備なんですけれども、24年度で1億5,470万予算化されていますけれども、これ24年度で土地の購入と建物も完成する予定という計画になっているんですか。

総務課長 24年度ですね、土地と建物、建物の完成をめざして進めております。

木澤委員 そうした際に、建物とその土地の活用について、当然、地元なんかとも話をしていくでしょうけれども、その図面なんかは、委員会にも提出していただけるんですかね。

総務部長 3月の総務常任委員会でご提示をしたいと考えております。

木澤委員 わかりました。それとですね、89ページの幼稚園プールの改修なんですけれども、3つの幼稚園のプールを改修するのに、24年度で東幼稚園のプールの改修ということなんですけど、今なかなか教室が足りないというふうになってきている中で、今回、プールを改修するという、それだけのものなのか、その辺のことも併せて考えてはるのか、その点については。

教育長 今回、このとおりプールを改修するということでございまして、教室等については考えてございません。

委員長 他にございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっとお聞きしたいんですけれどもね。10ページの宝くじまちの音楽会ってあるんですけれども、宝くじというネーミングは何か関係あるんですか、この音楽会開催に対し。

企画財政課長 この宝くじなんですけれども、宝くじの収益金を原資として、その部分について、その協会からこの宝くじまちの音楽会という開催について採択

をいただきましたことから、65万円の経費で開催させていただけるものでございます。

宮崎委員 今、宝くじって、ひょっとしたら、斑鳩町が宝くじ出すのかと思っていたので。もうけるのもいいかなと思っていたので。

もうひとつ、81ページなんですけれども。公民館の充実で、読ませてもらったら、大ホールとか一部改修あるんです。これ中央公民館は、リニューアルは中だけなんですよね、外はしないんですよね。

町 長 これはもう年次を追って、中だけ一応リニューアルしようということで、2年度目になってまいります。また、あと来年度、25年度で一応終了したいということでございます。

宮崎委員 東公民館とか、外書いていましたんでね。駐車場とか書いていたんで。ひょっとしたら、道路の関係あるんで、外の舗装もされるねやったら、これからの道路の代替地とかいろいろあるんで、その辺もちょっと考えてやってももらったらなと思ったんですけれども、中だけやったら、結構です。以上です。

委員長 他にございませんか。 嶋田議長。

議 長 ちょっとお伺いしたいんですけれども、82ページの町立図書館蔵書の充実、これに関しましては、町民からのリクエストで図書の購入等をされておられるんですけれども、町民以外の方の図書のリクエストいうんですかね、そういうふうなんも含めている金額なんですか。

生涯学習課長 今のところ、そういうリクエスト、町外からのリクエストの分も含めております。

議 長 わかりました。ちょうど1年ほど前になりますねんけどね、近隣県内の主な図書館の貸し出しリクエスト資格についてということで、リクエスト

の資格で、斑鳩町だけなんですね、県在住ということ。この資料を教育委員会から出していただきまして、前教育長は、「考えていく」ということをおっしゃいましてんけれども、そこら辺、どのように考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

教育長 私もその委員会に、席は違いましたけれども、出席しておりまして、そういう答弁を前教育長がされていたのを記憶しております。その町外、県内という限定はあるものの、町外の方々からのリクエストにつきまして、そのリクエストの全部に占める割合というんですか、それについては、そんなに大きくはないなということもございしますが、図書館協議会の中でも、そうしたご意見をお伺いする中で、あまり過大にそうした町外の方々からのリクエストに応えるために、当町の負担がふえるのはどうかといったご意見もいただいて中で、そうした兼ね合いをこれからどうしていくか、慎重に検討していく必要があるというふうには考えております。

議長 慎重に考えていただくのもよろしいですけれども、これ、お金のかかることですから、しかも、先ほど、副町長が「平群は特殊な例」やおっしゃいましたけれども、これ、斑鳩は特殊な例ですわね。自分のお金で、人に物をやっているようなものですわね。そこら辺をちょっと考えていただいて、慎重にもよろしいけれども、早急にも結論を出していただきたいと思います。以上です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、他に理事者側から報告しておくことはありますか。
西川教委総務課長。

教委総務課長 1点だけ報告させていただきます。幼稚園教諭の採用の実施についての報告でございます。1月21日に第1次試験を、筆記試験、適性検査、集

団討論という形で行いまして、19名の応募者があったなかで、6名を1次試験の合格者としました。また、2次試験につきましては、絵画、ピアノの実技試験と面接試験を2月12日に行いまして、幼稚園教諭として2名の採用を決定したところでございます。以上、報告でございます。

委員長 今の報告について、何か質疑ございますか。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告しておくことはありませんか。
黒崎総務課長。

総務課長 先ほど、議長のほうからご質問ありました、審議会、協議会の数についてご報告を差し上げたいと思います。現在、町の付属機関として、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例において設置をしております審議会・協議会の数についてであります、37でございます。そのうち、審議会は7件でございます。以上でございます。

委員長 わかりました。他に報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上をもって、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より何か質疑、ご意見等があればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 1点だけちょっと、状況についてお尋ねしたいんですけども、町民体育大会についてなんですけれども、自治会連合会のほうからも、自治会員が参加しやすいような形で運営について見直してほしいという声が出ているかなあとと思うんですが、来年度の開催についてそうした改善について検

討しておられるんでしょうかね。

生涯学習課長 平成24年の町民体育大会につきましては、4月22日開催予定で、今現在進めております。それで、各地区の説明会を、各自治会4つに割りまして説明会をさせていただきました。で、主な改正点につきましては、種目を自由参加種目とするということで、チームで何人出てくれとか、そういうことはしないで、自由参加種目でさせていただくということで、今、説明会を終わったところでございます。

木澤委員 なかなか、去年、私の所属している自治会も自治会ぐるみで参加を見合わせようかという声があるなかで、やっぱり、私自身も、町民体育大会というのは開催して、町民の皆さんの交流の場としても生かしていただきたいと思いますので、できるだけ参加しやすい形で改善していただきたいと思いますようお願いしておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他については、これをもって終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(午前10時53分 閉会)